

地方独立行政法人京都市産業技術研究所業務方法書

(平成26年4月1日理事会決定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成26年京都市規則第218号）第3条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の執行に関する基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

第2章 定款に規定する業務に関する事項

(技術相談)

第3条 法人は、中小企業等からの産業技術に関する相談への対応、指導及びその他支援を実施する。

2 法人は、来所相談のほか、電子媒体を活用した相談、現地相談を実施することができる。

3 法人は、技術相談への対応、指導及びその他支援を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

(試験・分析)

第4条 法人は、中小企業等の依頼に応じて産業技術に関する試験及び分析並びにこれらに関する業務を実施する。

(人材育成)

第5条 法人は、職員の技術力の向上を目指す中小企業等や、伝統産業技術を継承しようとする者等に対して、人材育成に関する業務を実施する。

(研究開発等)

第6条 法人は、産業技術に関する研究開発及び調査（以下「研究開発等」という。）を実施する。

2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究開発等を実施することができる。

3 法人は、中小企業等の依頼に応じて産業技術に関する研究開発等を受託し、又は中小企業等と共同して研究開発等を実施することができる。

4 法人は、前項の業務を実施するときは、その相手方との間に契約を締結するものとする。

(成果の普及等)

第7条 法人は、刊行物の発行、発表会の開催その他最も適当と認められる方法により、試験研究成果の普及及び活用を推進する。

(知的財産の保全及び活用)

第8条 法人は、関係機関と連携して、産業に関する試験研究及び調査の成果に係る知的財産の保全及び活用を推進する。

(研究会活動)

第9条 法人は、関連する企業及び業界団体で構成される研究会の運営への関与等により、産業振興を支援することができる。

(新産業の創出に関する技術支援等)

第10条 法人は、各種の技術開発のほか、新規の事業化等を目指す中小企業等に対して、知恵産業の推進その他の方法により産業技術に関する必要な支援を実施することができる。

(設備及び施設の提供)

第11条 法人は、法人以外の者からの依頼に応じて設備及び施設を使用させることができる。

(附帯業務)

第12条 法人は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務並びに設備及び施設の維持管理、安全管理等の業務を実施する。

(業務に関する料金の徴収)

第13条 法人は、業務の対価として、適正な料金を徴収することができる。

第3章 業務の委託

(業務の委託の基準)

第14条 法人は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款第16条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第15条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第4章 契約の方法

(契約の締結に関する基本的事項)

第16条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

第5章 雑則

(その他の業務の方法)

第17条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、京都市長の認可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。